

「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(仮称)」の 素案について(パブリックコメント) 参考資料

「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(仮称)」素案の構成

1 制定の趣旨

2 条例の概要

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 目的 | (9) 主要農作物の原種及び原原種の生産 |
| (2) 基本理念 | (10) ほ場経営者による種子の生産 |
| (3) 道の責務 | (11) ほ場審査及び生産物審査の実施 |
| (4) 品種育成者の責務 | (12) 勧告等 |
| (5) 種子生産者の責務 | (13) 知的財産の保護 |
| (6) 関係機関等の責務 | (14) 財政上の措置 |
| (7) 優良品種の認定等 | (15) 北海道優良品種認定審議会の設置 |
| (8) 種子計画の策定 | |

1 制定の趣旨

北海道は、広大な耕地面積を活かして、稲や麦、豆類などの作物により輪作体系を構築しながら、専門的な経営を主として大規模で生産性の高い農業が展開されており、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしています。

今後とも北海道が我が国の食料の安定供給を担うとともに、本道の農業が、食品加工業、観光業その他の産業とも強く結び付き、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められています。

このような発展のためには、国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠となっています。

それらの実現のためには、稲、大麦、小麦及び大豆並びに小豆、いんげん、えん豆及びそばといった農作物のうち、普及すべき品種を優良品種として認定する制度や安定的な原種及び原原種の生産、当該優良品種の種子が生産されるほ場や生産物の審査、当該優良品種に係る知的財産の適正な保護を図ること等について、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければなりません。

このような考え方に立って、主要農作物等(稲、大麦、小麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそばをいう。以下同じ。)の安定的な供給や品質の確保を実現し、本道の農業の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定します。

条例制定の趣旨又は基本原則を表明し、その理念を強調するものである前文において、基幹産業である農業を持続的に発展させ、我が国の食料供給地域としての役割を担う北海道ならではの条例であるということを明記する。

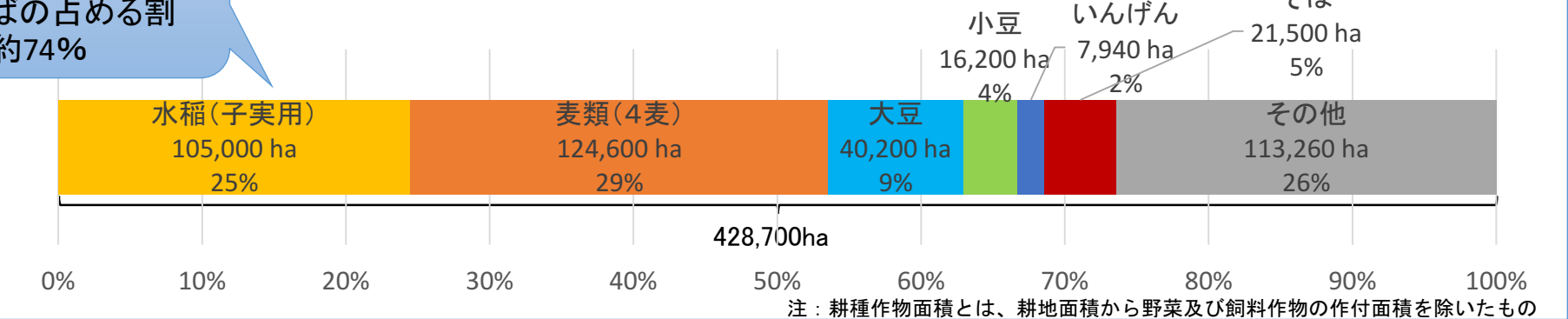
主要農作物等の重要性について

この条例における用語の意義は、

- ・主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。
- ・主要農作物等 主要農作物、小豆、いんげん、えん豆及びそばをいう。

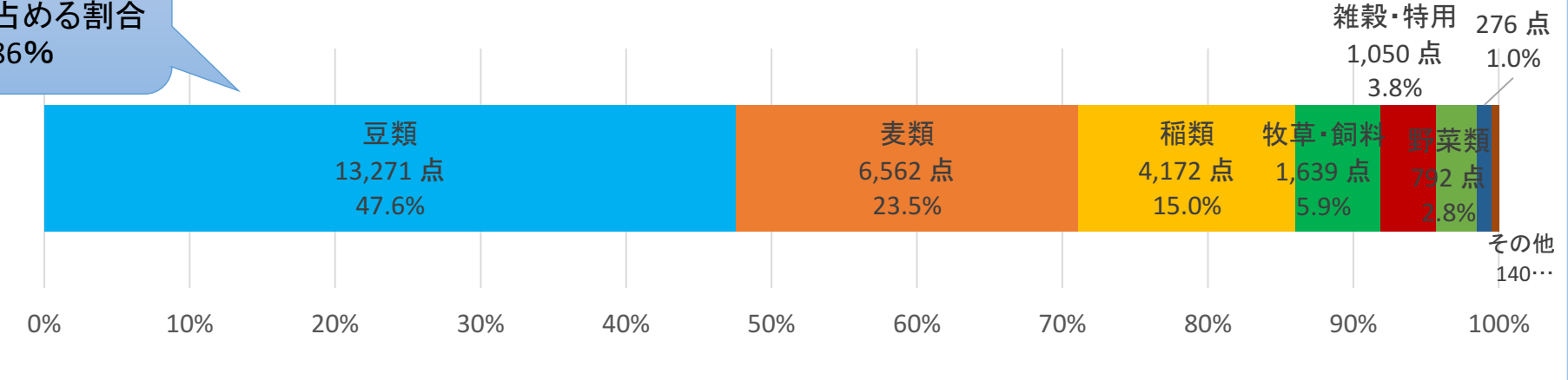
耕種作物面積のうち、稲・麦類・豆類及びそばの占める割合は約74%

道における主要農作物等作付面積比率(28年産)



稲・麦類及び豆類の占める割合は約86%

道総研遺伝資源部における保存遺伝資源点数(30年3月31日現在)



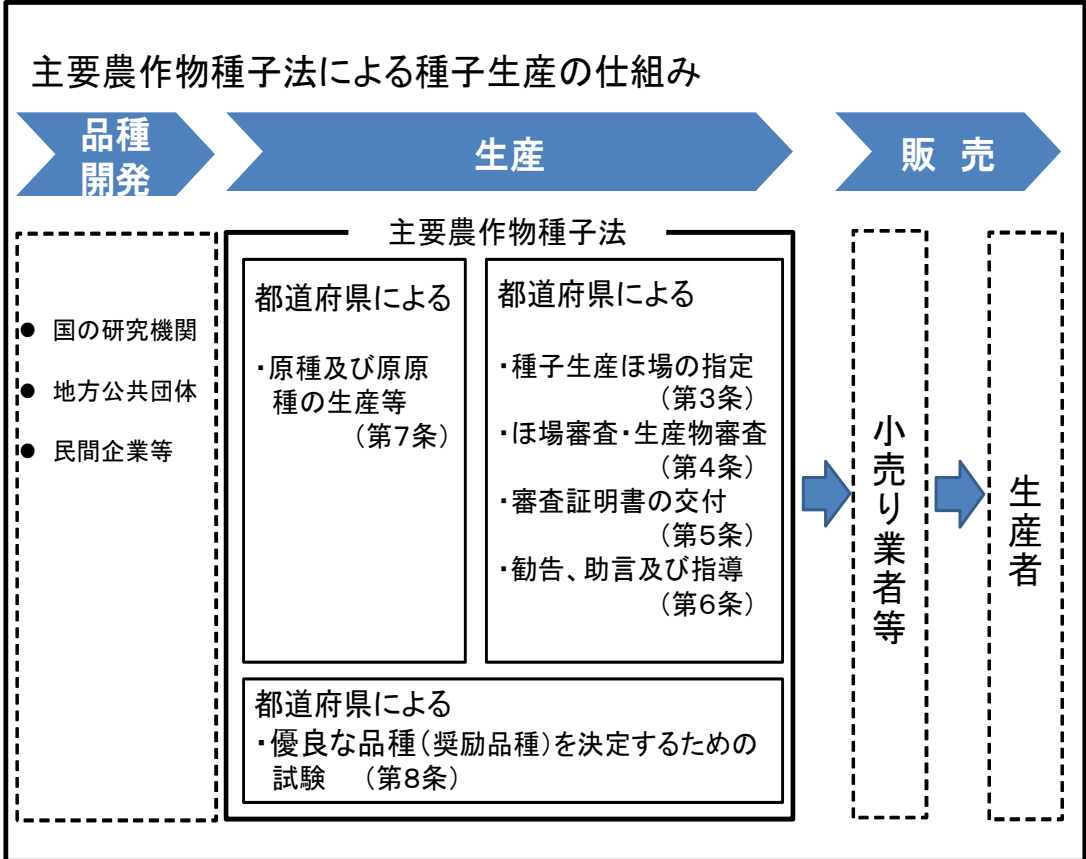
廃止された主要農作物種子法の概要

廃止の趣旨

国は、種子・種苗については、国家戦略・知財戦略として民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築するとし、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていく観点から、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止した。
(平成30年4月1日付け)

主要農作物種子法の目的

主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆)の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、ほ場審査その他の措置を行うことを目的とする。



2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、並びに道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、優良品種の認定、原種及び原原種の生産、ほ場等の審査その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的とします。

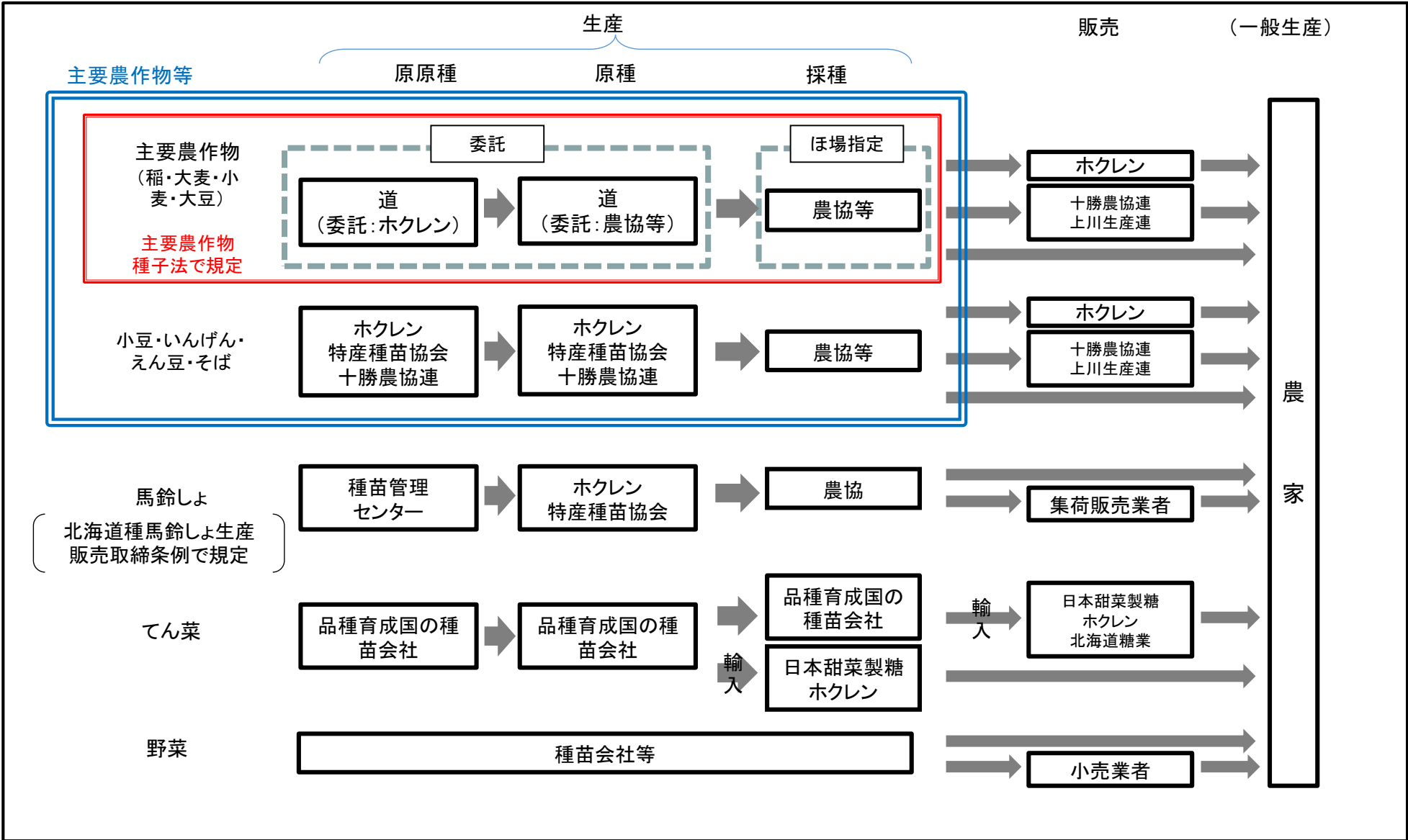
(2) 基本理念

- 主要農作物等の種子の生産は、優良品種とその優良な種子(以下「優良種子」という。)は本道の貴重な財産であるとの認識の下、優良種子の安定的な生産が主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であることを旨として行わなければなりません。
- 主要農作物等の種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の相互の連携の下に推進されなければなりません。

作物別の種子の生産状況等について

区分	関係法令等 (生産・品質・販売等)	道の関わり	種子生産	
			(原種・原原種)	採種
稲・大麦・小麦・大豆 (主要農作物)	※種子法が廃止されたので、現在、道が定めた要綱で対応している。 ○種苗法(品種登録と種子の販売に係る表示等の適正化)	①要綱に基づき、種子(原種・原原種、採種)の生産ほ場面積等を定めた種子計画を策定 ②道職員によるほ場審査・生産物審査	北海道が生産 (生産に当たっては、原原種はホクレンに、原種は農協等に委託)	農協等
小豆・いんげん・えん豆・そば			ホクレン、日本特産農作物種苗協会、十勝農協連が生産	
馬鈴しょ	○植物防疫法 →植物に有害な病虫等のまん延防止に必要な検査等について規定(種いもの品質を確保) ○北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例 →種馬鈴しょの生産及び販売に関する規制(生産者及び販売業者の登録等) ○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 →国の機関が増殖に必要な種苗の生産及び販売を行うことを規定 ○種苗法	・国が生産した原原種をもとに、原種の生産計画を策定 ・原種取扱団体の指定 ・国によるほ場等での防疫検査への補助	・原原種は国の機関(農研機構種苗管理センター) ・原種はホクレン等	農協等
てん菜	○種苗法	—	品種育成国(ヨロッパ)の種苗会社等	品種育成国(ヨロッパ)の種苗会社、日本甜菜製糖(株)、ホクレン
野菜	○種苗法	—	民間事業者(種苗会社)	

北海道における種子の生産から販売までの流れ



(3) 道の責務

道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するとともに、当該施策の推進に当たっては、品種育成者、種子生産者及び関係機関等と緊密な連携を図るものとします。

(4) 品種育成者の責務

品種育成者は、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に資する品種を育成するよう努めるとともに、種子生産者が安定的に優良種子を生産するために必要な種子の提供及び種子の生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとします。

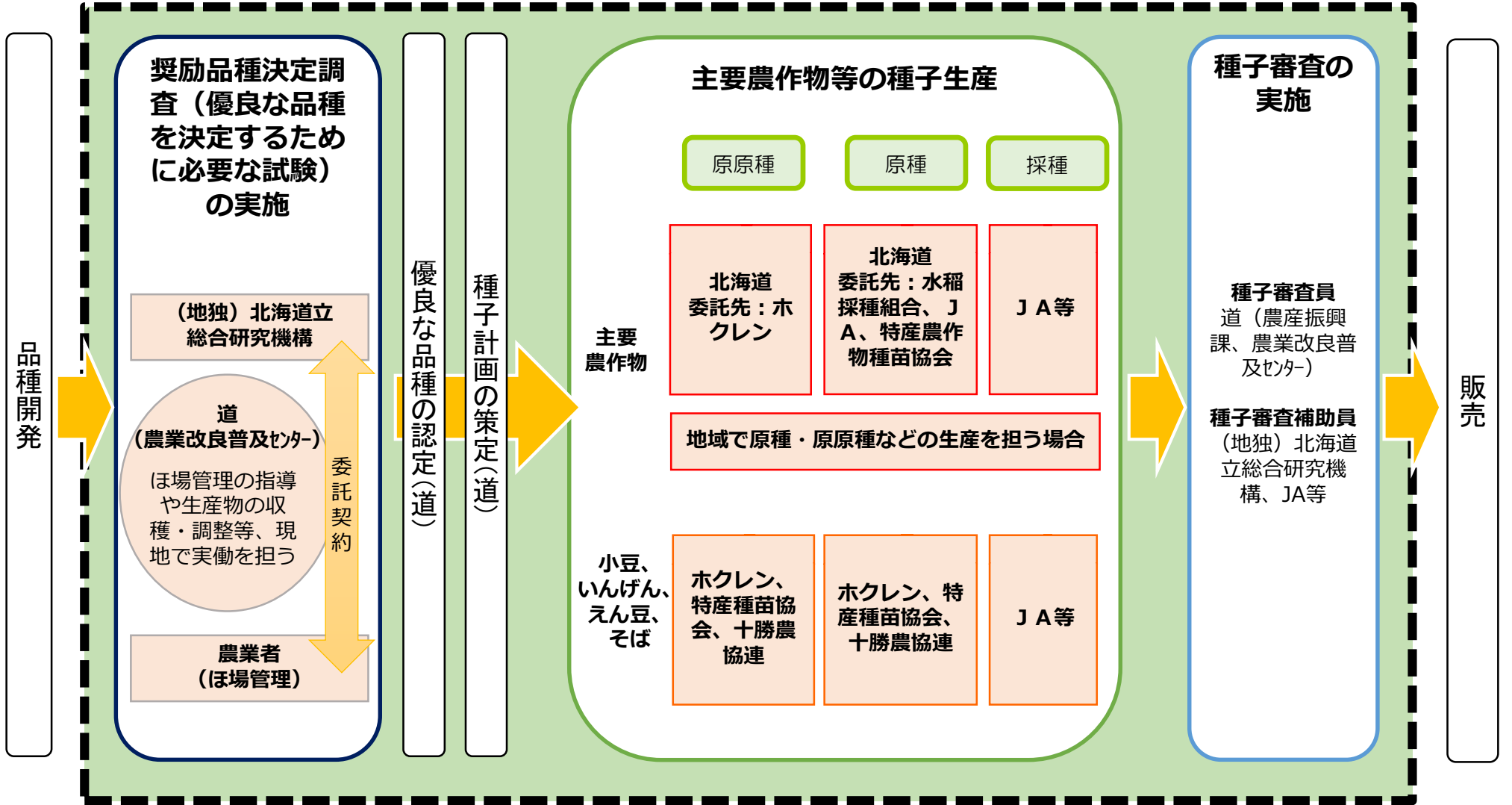
(5) 種子生産者の責務

- ・ 種子生産者は、種苗法に基づく生産の基準を遵守すること等により適正な栽培を行うとともに、優良種子の安定的な生産や必要な知識及び技術の向上に努めるものとします。

(6) 関係機関等の責務

関係機関等は、道が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するものとします。

北海道における主要農作物等の種子生産に関する実施体制



(7) 優良品種の認定等

知事は、収量、病害虫に対する抵抗性、品質その他の栽培上の特性等について優れている主要農作物等の品種を、優良品種として認定します。

北海道における品種開発から優良品種認定までの流れ

「農業関係試験研究要望課題調査」
(地域及び実需者・消費者のニーズを、道総研が実施する試験研究に的確に反映するための調査)



「奨励品種決定調査」
(優良な品種を決定するために必要な試験)
○基本調査
道内での普及に適するか否かについて、栽培試験等の方法によりその特性の概略を明らかにする。
○現地調査
自然的・経済的条件を勘案して区分した地域ごとに栽培試験や加工適性調査等を行うことにより、品種の特性を明らかにする。



収量・病害虫抵抗性、品質等の特性について、置き換えの対象となる優良品種等との差異や普及対象地域、用途及び栽培上の注意を明らかにする。

優良な品種の認定の流れ

「奨励品種決定調査」の実施



「北海道農業試験会議」
((地独) 北海道立総合研究機構と道の共同開催)
○北海道農作物優良品種認定要領に基づく試験研究成果の評価を行い、優良品種の候補を選定する。



「北海道優良品種認定審議会」 (条例での設置を検討中)
(現行：北海道農作物優良品種認定有識者会議 (道が開催))
○優良品種の認定・廃止に関して、有識者らが調査審議する。



優良品種の決定
(道が実施)

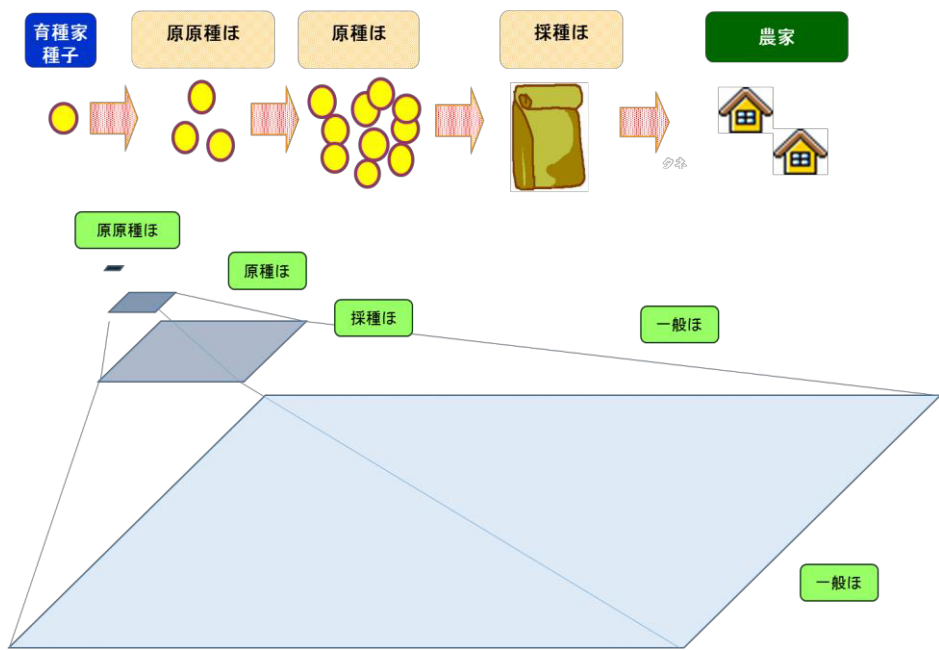


品種登録の実施
((地独) 北海道立総合研究機構等の育成機関が実施)

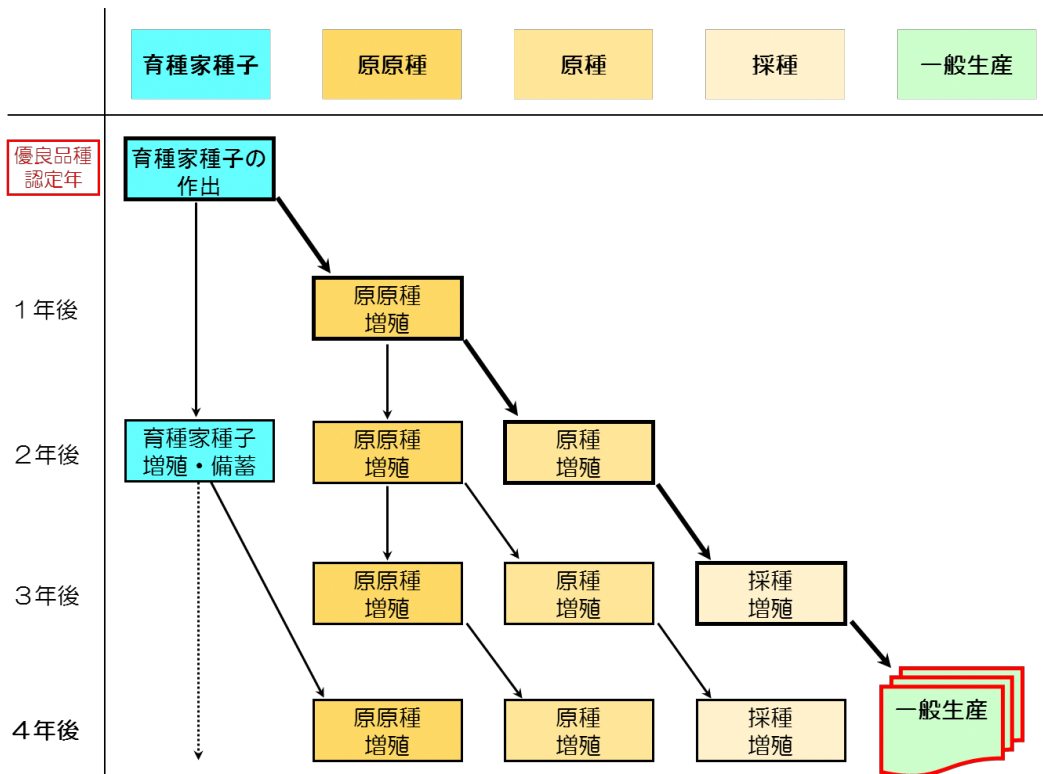
(8) 種子計画の策定

知事は、優良品種の種子の品目ごとの作付面積等を定めた計画を策定します。

種子の増殖 (イメージ)



種子生産体系



種子は段階的な増殖により生産される

優良品種認定から一般生産開始まで基本的に4年かかる

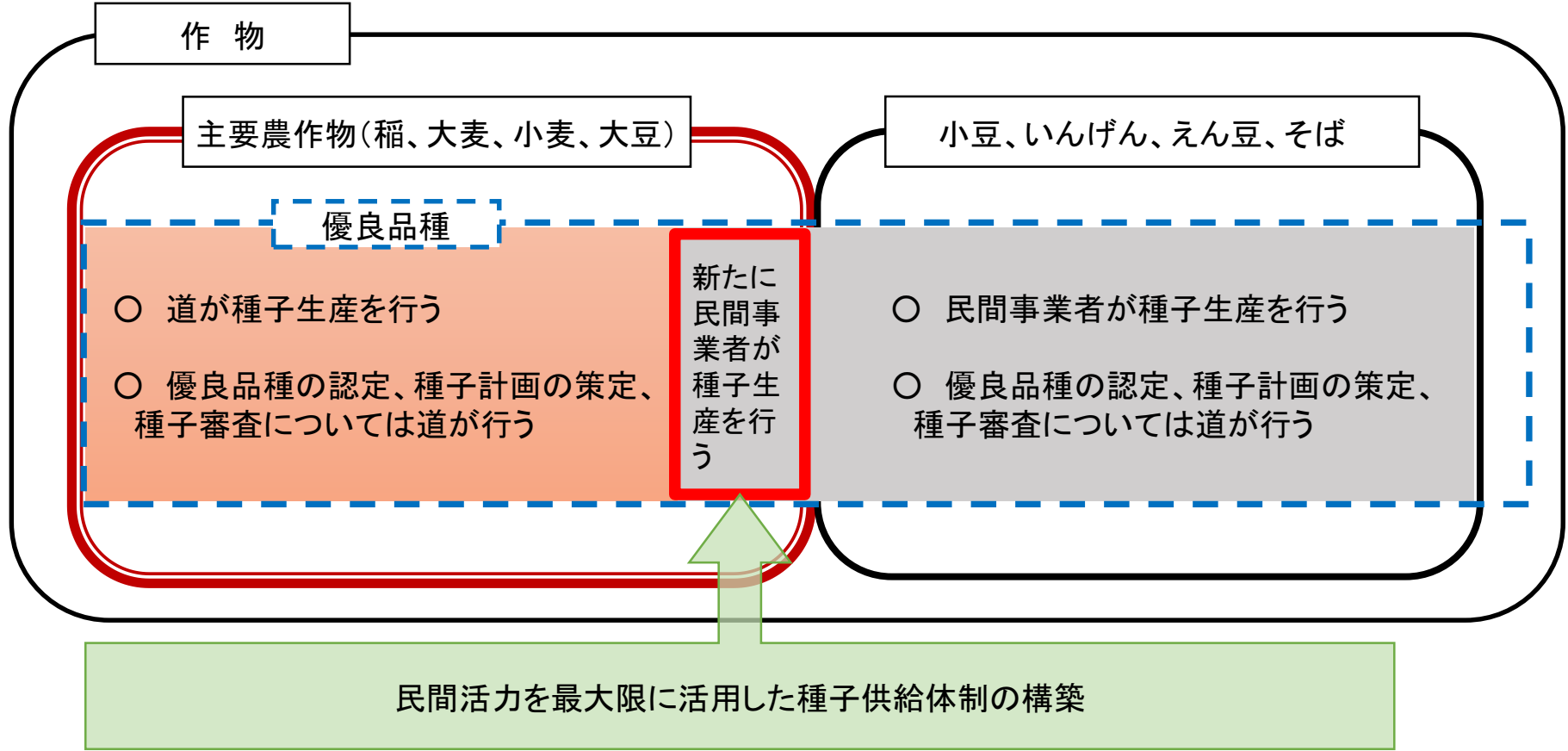
(9) 主要農作物の原種及び原原種の生産

知事は、主要農作物(稲、大麦、小麦及び大豆をいう。(10)及び(11)も同じ。)の優良種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うものとします。

(10) ほ場経営者による種子の生産

知事は、知事以外の者が経営するほ場において、主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に主要農作物の優良品種の種子の生産を行わせることができるものとします。

条例で規定する種子の範囲：主要農作物等（稲、大麦、小麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそば）



【民間事業者による生産が想定される事例】
一部地域でしか栽培されていない品種ではあるが、実需者から一定のニーズがあり、地域でその種子生産を担うことができる品種などについては、JAなどの民間事業者が生産する仕組みを構築する。

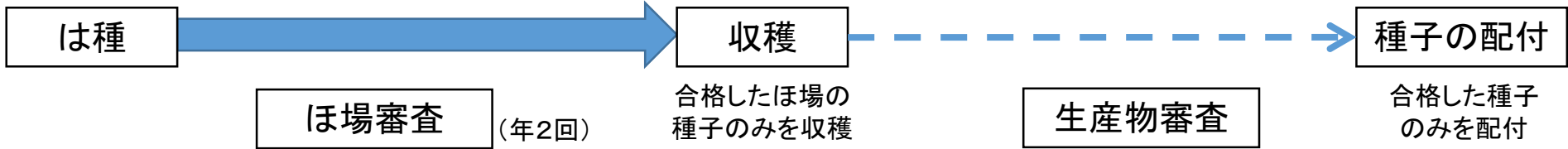
(11) ほ場審査及び生産物審査の実施

- 知事が認めたほ場を経営する者は、その経営するほ場及び当該ほ場で生産された主要農作物の優良品種の種子について、ほ場審査及び生産物審査を受けなければなりません。
- 当該者以外のほ場の経営者は、請求により、その経営するほ場及び当該ほ場で生産された主要農作物等の優良品種の種子について、ほ場審査及び生産物審査を受けることができるものとします。

(12) 勧告等

知事は、種子生産者に対し、優良種子の生産のために必要な勧告、助言及び指導を行うものとします。

種子審査の流れ



ほ場審査基準(麦類)

審査項目	変種、異品種及び異種類の農作物の混入程度	雑草の混入程度	種子伝染性病虫害の発生程度	その他の病虫害及び気象被害の発生程度	生育状況
審査基準	混入していないこと	ほとんど混入していないこと	発生していないこと	ほ場の20%を越えて発生していないこと	特に異常な生育を示していないこと

※ほ場単位ごとに全筆審査する。

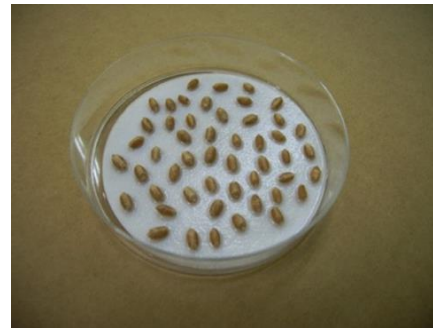
生産物審査基準(麦類)

審査項目	発芽率	混入程度				
		異品種類	異種穀粒	雑草種子	種子伝染性病虫害粒	その他の病虫害粒
審査基準	80%以上であること	混入していないこと	混入していないこと	0.2%を越えて混入していないこと	混入していないこと	0.5%を越えて混入していないこと

※要領で定める方法により抽出して審査する。



ほ場審査の様子



発芽試験中の種子



発芽した種子

(13) 知的財産の保護

道は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

知的財産(優良品種等)の保護について

国内

○種苗法に基づく品種登録を行った優良な品種については、その権利（育成者権）が保護されることとなる。
→ 原則、育成者権者の許諾を得なければ、登録品種等を利用することができない。

【道】

○道内で普及すべき優良な品種を「優良品種」として認定することとしており、引き続き本制度を推進する。

【(地独)北海道立総合研究機構の場合】

○「優良品種」として認定された品種について、種苗法に基づく品種登録を実施する。

○遺伝資源の外部への提供については、不適切な流出等がないよう的確に実施する。

※「北海道立総合研究機構農業試験場植物遺伝資源提供要領」に基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定するとともに、提供した遺伝資源について第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっている。

海外

○我が国で育成された品種の種苗が海外に流出する事例がみられることから、農産物の輸出や海外での栽培が想定される品種について、海外での無断増殖を防ぐため、必要に応じて海外品種登録を推進する。

【国による支援策：植物品種等海外流出防止総合対策事業】

- ・ 海外出願に係る経費の支援（定額・1/2）、育成者権侵害対応に係る経費の支援（2/3）

(14) 財政上の措置

道は、優良品種の種子の安定的な生産を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

「平成30年度における稲、麦類及び大豆の種子に係る地方交付税措置の取扱いについて」
(平成30年1月26日付け事務連絡 農林水産省政策統括官付穀物課長通知)

(抜粋)

主要農作物種子法に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、主要農作物種子法を廃止する法律の施行後においても、種苗法等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講ずる方針となった。

【道の平成30年度予算措置状況】

原種等生産事業予算 156,430千円

道の基幹的作物である主要農作物等の生産性及び品質の向上を図るため、計画的な原原種ほ及び原種ほの設置等により、優良種子の安定生産及び安定供給を行う。

(内訳)

○主要農作物原種ほ等設置委託事業費等 153,762千円

道が、原原種及び原種生産をそれぞれホクレン、農協等に委託し、生産された種子を需要者に安定的に供給する。

(原原種委託業務 50,810千円)

(原種委託業務 102,433千円)

○原種等管理事業事務費等 2,668千円

優良品種認定有識者会議開催や種子審査に係る事務費など、原種等生産事業の実施に必要な道の事務経費 他

(15) 北海道優良品種認定審議会の設置

- ・ 優良品種の認定について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道優良品種認定審議会を置くものとします。
- ・ その他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとします。

優良品種の認定については、民間事業者によるものを含む新たな開発品種について、今後も公平性を一層確保し、多様な見地からの意見等を考慮した上で行うことが必要。

現行：北海道農作物優良品種認定有識者会議

○北海道農作物優良品種認定有識者会議開催要領(抜粋)

第1 目的

北海道農業試験会議において優良品種候補とされたものの認定及び優良品種の廃止に当たって、多様な見地からの意見を踏まえ認定等を行う必要があることから、関係機関・団体や有識者からの意見を聴取する「北海道農作物優良品種認定有識者会議」を開催する。

第2 意見を求める事項

- (1) 農作物優良品種の認定及び廃止に関すること。
- (2) 農作物優良品種の認定及び廃止の基準に関すること。

○直近の開催状況等

日時：平成30年1月30日

出席者：学識経験者、農業関係団体、関係行政機関 他

内容：優良品種候補である7品種、及び廃止候補6品種について、出席者から意見聴取を行った。